

## 第4回米原市景観まちづくり会議 議事録要旨

1. 日 時：平成24年7月19日（木） 午後2時00分～午後4時30分

2. 場 所：米原市役所近江庁舎 2A会議室

3. 出席者：

○出席委員 9名（敬称は省略）

会 長	吉見 静子	岐阜女子大学 名誉教授
副会長	井口 貢	同志社大学 教授
委 員	須藤 明子	株式会社イーグレット・オフィス 専務
〃	北村 正隆	有限会社景樹園 代表取締役
〃	島田 廣巳	一級建築士事務所匠工房 代表
〃	高橋 順之	米原市歴史・文化財保護室 文化的景観担当
〃	高木 弘重	米原市商工会工業部会からの選出
〃	舟橋 麻里	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	疋田 礼子	まちづくり活動を積極的に活動されている市民

○欠席委員 3名

委 員	法雲 俊邑	東草野まちづくり懇話会 座長
〃	安藤 隆一	大学連携により現地調査に参加した学生
〃	粕淵 暉	まちづくり活動を積極的に活動されている市民

○事務局

藤本 土木部長  
鏑田 都市計画課長  
高橋 都市計画課長補佐  
田中 都市計画課主査  
小松 都市計画課主事  
株式会社パスコ 武田、田中

4. 次第：（1）あいさつ

（2）米原市景観条例（案）について

（3）米原市景観計画（素案）（景観形成基本方針）について

（4）米原市景観計画（素案）（景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等）について

（5）その他

5. 協議結果

（1）米原市景観条例（案）について

- ・ 米原市景観条例（案）に対して委員の了承を得た。

(2) 米原市景観計画（素案）（景観形成基本方針）について

- ・ 景観形成の理念のテーマの承認は、会長に一任された。
- ・ 類型別の方針のうち、「(6) 生物が息づく山並みと河川などの水辺の空間」の景観形成の方針については、委員の意見に基づき事務局で修正する。また、方針に掲載しているウシの写真差し替える。

(3) 米原市景観計画（素案）（景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等）について

- ・ （仮称）東草野景観形成地域を景観重要区域に設定することと、一般区域の行為の制限に関する事項に対して委員の了承を得た。
- ・ （仮称）東草野景観形成地域における行為の制限に関する事項は、次回の会議で審議する。
- ・ 住民に地域の良さを認識してもらうことの難しさについて意見交換を行った。

## 6. 協議内容

(1) 米原市景観条例（案）について

（事務局より資料説明）

委員： 第3条で「市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観形成の先導的役割を果たすよう努めなければならない」とあるが、道路をつくった後の管理ができていない。

事務局： 市が景観行政団体となると先導的に景観をつくる立場になる。維持管理については、当たり前のことのため条例に明記していない。

委員： 当たり前のことできていない。

事務局： 財政的な事情もあるが、最低限必要な管理はするべきと考えている。いただいたご意見は所管課に伝える。

委員： 景観重要区域が設定されると制限がかかる。条例には表彰や支援について書かれているが、建物が制限に違反した場合はどうなるか。罰則はあるのか。

事務局： 届出対象行為の届出の内容が制限と異なった場合は勧告を行う。ただし、第11条では、届出対象行為のうち、建築物や工作物の形態意匠を特定届出対象行為として定めている。勧告だけでは強制力に限界があるため、特定届出対象行為の違反の是正については、命令の対象としている。命令違反等の罰則は景観法に規定されている。

(2) 米原市景観計画（素案）（景観形成基本方針）について

（事務局より資料説明）

委員： 「山並みと水に恵まれた姉川上流のくらし」について、姉川上流は高齢化率が高い。若い人に移住してもらおうとした時、若い人は自分たちに合った家をつくりたいのが本音と思う。古民家を保全するのは逆効果にならないか。

事務局： 姉川上流では重要文化的景観の選定に取り組んでいる。その取組との整合を図っている。市のスタンスとしては、集落内の景観が素晴らしいことを地域の人に認識してもらいたい。その中で、例えば、草ぶきの屋根を葺き替えたいということについて、駄目と言うつもりはない。ただし、周囲の景観となじむように配慮してもらいたい。そのまま残さなければならぬという厳しい制限を意図しているものではない。

会 長： 京都の町家や尾道など伝統的な住まいを住みやすいように改良して、若い人たちが住んでいる事例もある。トイレなど水回りを改善し、住みやすい状態にしないと古民家等は維持できない。

委 員： レトロなものがよいと思う若い人もいる。それが好きな人が来てくれる場合もある。

事務局： 住む人が快適に住めることが重要で、外からの目で見たとのバランスをとりながら景観を形成していく必要がある。草ぶき屋根が残るのは望ましいが、草ぶき屋根でないと駄目ということではなく、景観に配慮しながら、周りになじんだ家をつくっていただきたいと考えている。

委 員： 8月中旬まで米原市の名水を募集している。16 ページの赤文字の部分は、環境省の名水百選と区別するため「環境省」と追記するのがよい。

17 ページの「急傾斜地の崩壊防止対策等、治山事業を推進するほか」が追加された件について、事業の必要性は認識しているが、時に過剰な大規模開発につながるため、急傾斜地の前に「必要に応じて」を追記するのがよい。緑豊かな山林を守る行為が、結果的に景観を駄目にすることがある。

事務局： そのように修正する。

委 員： 17 ページの「シカやイノシシ等の野生生物による農地や森林への被害を防止する」のウシの写真について、昔はイノシシやシカの防止のためにウシを飼っていたが、今は飼っていない。防護柵などの写真に差し替えるべき。

委 員： 景観づくりを訴える時、文章だけで市民がイメージできるのかどうか。

事務局： 市民向けについては、写真付きで、啓発向けのパンフレット等を作成する。

会 長： 景観形成の理念のテーマについて、「かほる」は古語だが、使用してよいのか。

事務局： 教育委員会等に確認した。昔の言い方をする場合は「かをる」が正しいが、「かほる」という表現は、最近では人の名前にも使われているため市民権を得ている。思い入れがあって使用する場合は、支障はないと認識しているが、皆さんのご意見を頂戴して決めたい。

会 長： 米原を表現する言葉として、市としてそれでよいのか懸念する。私としては疑問。

副会長： 「かほる」でよいと思う。本文中または条例の中で古語を使うのは問題だが、米原を表現する上では、あえて「かほる」にするべき。また、景観はハードだけではない。人を引きつける意味では「かほる」にするべきと主張してきた。

「かほる」として小学生や中学生にも読ませたい。何故「かほる」と書いているのか、その意味を読み取ってほしい。ゆとり教育の大きな問題は、子どもたちに「行間」を読むことを忘れさせていること。「かほる」と書くことによって行間を読ませたい。

会 長： 何を大切にすることに尽きる。

委 員： 正しい発音はどのように。

副会長 : 「かをる」である。  
事務局 : インパクトという部分では、表紙に使う時にどちらの表現が美しいか。  
会長 : この件は後ほど議論する。

(3) 米原市景観計画(素案)(景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等)について

(事務局より資料説明)

委員 : 形態や意匠、色彩、素材等の説明があったが、現実的に届出が必要なのは景観重要区域だけになるのか。  
事務局 : 一般区域では、高さが13メートルを超える大規模建築物等が届出の対象になる。  
委員 : 高さ13メートルを超える建物は少ない。基準の遵守は自主性に委ねるとのことか。  
事務局 : 景観重要区域では、すべての建築行為が届出の対象になる。景観重要区域の制限等については、すでに滋賀県が実施しているため、米原市で計画をつくるが、制限を新たに加えることにはならない。  
委員 : 景観重要区域は理解できるが、一般区域はどうなるのか。  
事務局 : 一般区域では、普通の住宅を建てる行為は届出対象行為に該当しないため、基準は適用されない。  
委員 : 大きな建築物については届出が必要になるが、これ以外のものは届出が行われないため、行政としてチェックできない。  
事務局 : 届出が不要な行為については、啓発することになる。  
委員 : 啓発によって、自主的に守っていく基準ということか。  
会長 : 米原市の場合は、建築確認はどこが行っているのか。  
委員 : 建築確認は、民間の確認審査機関で行っている。  
会長 : 建築確認は、建築基準法に基づくもので景観計画とは直接関係ないが、彦根市では、小さなものまでチェックしている。  
事務局 : 景観計画に関する届出は現在、長浜土木事務所が受け付けている。  
会長 : これからは米原市が届出を受け付けるということか。  
事務局 : 景観計画に関する届出は米原市が受け付ける。  
委員 : それは届出が必要なものだけ。一般区域で届出が必要なものは高さが13メートル超または4階建て以上の建物で、ほとんど無いに等しい。それが心配。  
委員 : 一般区域では、突拍子もない家を建てても文句は言われぬ。また、企業は自分の会社をアピールしたいと考える。静岡県内の企業で、全面ガラス張りの、景色が綺麗に映る建物がある。富士山が写って素晴らしい。特別なものに対する特例はあるか。  
事務局 : 小規模な建築物については、制限を加えるよりも、啓発という方法がよいと考えている。住みにくくなる場合がある。景観は見方によって変わる。  
委員 : マクドナルドの看板は赤が基調。その看板が周囲の景観と合うのか合わないのかという話か。  
事務局 : 一般区域では大規模建築物等の届出が必要になる。基準には合わないが景観に配慮

している建物については、景観審議会において、周囲の景観に影響があるかないかの判断をすることになる。例えば他市では、景観アドバイザーの意見を伺い、最終的に行政が判断している。そのような仕組みを設けることは可能と考えている。

委員： 景観重要区域として、国道 365 号沿道が沿道景観形成地区となっている。量販店やコンビニがあって、大きな工場が建っている。景観重要区域と思えない。他にも米原らしい景観重要区域があると思う。そこを積極的に設定していくべき。

事務局： 国道 365 号沿道は、伊吹山を意識して設定されている。伊吹山の景色を阻害しないように高さ制限を設けている。また、国道 365 号沿道や他の区域でも、屋外広告物が景観を阻害している。今年から屋外広告物についても指導して、良好な景観形成を図っていく必要があると考えている。

景観重要区域については、市が認識しているところは設定していくが、基本方針に書いているように、市民からの盛り上がりや景観審議会の中で設定が必要なところが出てくれば、市の特徴として追加を考えている。

景観重要区域に設定して、行政が新たな制限を加える方法もあるが、地域協定での取組がよい場合もある。方法を使い分けて景観を形成していく必要がある。

会長： 沿道景観形成地区は、現状の景観がひどいため、良くするために設定している。

委員： これから景観を形成していく地域であれば、違った見方ができる。

会長： これから良くしていくという意味での景観重要区域と認識して、市民にも行政にもがんばってもらうのがよい。

委員： 景観重要区域の追加については、文化財サイドからの重要な景観についても、計画の中に盛り込んでいく必要がある。市民の盛り上がりで景観を守っていく方法もある。

委員： 市民の盛り上がりというのは、言うのはたやすいが現実には難しい。

会長： 柏原では、市民のボランティアがたくさんいてがんばっている。

委員： 市民の意識が高ければよいが、行政がリードしていくことも必要。

事務局： 中心となる人物がいないと景観まちづくりは進まない。有識者の派遣などの取組も検討したい。

委員： 外から来た人は地蔵川や梅花藻が素晴らしいと言ってくれるが、住んでいる人にはそのような意識がない。川の掃除をしているのは数人で、タバコの吸い殻などのゴミが流れてくる。皆が協働してという言葉がよく使われるが、良好な景観を地域住民が認識して環境をよくしていくためにはどうすればよいのか、いつも疑問に思う。市は条例をつくるが、住んでいる住民は景観を意識していないのが現実。

校外学習で小学生が川で魚を取っている。先生は、危ないから転ばないようにと声をかけるが、梅花藻を踏まないようにとは言わない。

委員： 甲津原の景観は素晴らしい。昨年から甲津原に住んで、茅葺民家などに魅力を感じている。残していくべきと思うが、残したいと思っても最低限暮らせるように改修しなければいけない。そこまでの経費がかけられない。

重要文化的景観の選定に向けて東草野地域の調査をされているが、住民と行政との意識にギャップを感じる。行政は残すべきと言うが、地元住民は流れのまま、景観が変化しても仕方がないと思っている。住民の意識を高めるために「みらい・つくり隊」

が派遣されたと思うが、実際に移り住んでみると、地域に入り込んでしまって外からの意見が言えない。皆さんの意識を高めるのは難しい。

会 長： 地域に埋没した状態になっている。

委 員： 地域の皆さんも何とかしたいという思いが強いと考えていたが、このままでも仕方がないと思っている人が多いと感じている。

会 長： 重要文化的景観に選定して、どのようにして集落を活性化していくのか、そのイメージがつかれないということ。

事務局： 景観重要区域として（仮称）東草野景観形成地域を設定している。甲津原、曲谷、甲賀、吉槻の4集落で、重要文化的景観の選定範囲と重複している。重要文化的景観の選定は、地域の人に自分たちが住んでいる景観の素晴らしさを再認識してもらい、選定されると全国レベルで情報発信されるため、自分の住んでいるところに誇りを持つてもらおうための取組。

外から見ると甲津原の景観はよいと感じるが、そこに住んでいる人は、それが当たり前になっている。そのギャップを縮めて、暮らしやすさとのバランスをとりながら、景観を保全していきたい。

会 長： 人が訪れないと景観を再認識する機会が少ない。

委 員： 昨年から調査を進めて魅力的な部分がたくさん出てきた。水源の里地域の活動とも連携して、その魅力を発信していきたい。雪の景色がよいと言っても、地域の人にとって雪の景色は普通でしかない。1年、2年では無理だが、地域の魅力を打ち出していきたい。

会 長： 魅力の発信が上手くいっている地域では、人が訪れて魅力を倍加している。

委 員： （仮称）東草野景観形成地域の峠から見下ろす集落の景観は、確かに素晴らしい。それに異論はないが、景観重要区域として東草野地域が設定されるのを初めて聞いたため、その過程が分からない。

今後、他の地域を景観重要区域に設定する場合、どのような工程を踏みながら設定するのか。

事務局： 東草野地域については、水源の里の振興策として人口減少等に歯止めをかけるため、重要文化的景観の選定に取り組んでいる。重要文化的景観の選定を受けるためには、景観計画区域内であることと、重要文化的景観を保全するための担保が条例等でとられていることが必要となっている。そのため景観重要区域に設定している。

これから新たに景観重要区域を設定する場合は、行政から提案する場合もあれば、市民の意見を吸い上げて設定していく場合もある。いずれの場合でも景観審議会の中で意見をいただいて、設定すべきとなった場合は必要な手続きを経て景観計画を変更し、景観条例を改正することになる。

委 員： よいところを残すための縛りをつける時、税制上の優遇等の支援を考えているのか。縛りをつける時は、それが景観上必要ということのアピールが大事。縛りだけが歩きだしている感じがする。

事務局： 景観重要区域については、検討段階のため約束はできないが、何らかの助成は必要と考えている。

会 長： 景観を引っ張っていく建造物に対しては。

事務局： 景観形成建造物に指定することができる。指定を促進する方法を検討したい。

会 長： 景観形成建造物の中で、重要なものは市の文化財に指定することも考えられないか。  
市の文化財に指定すると助成金がもらえる。

委 員： そのような建物が出てくると思う。

委 員： 景観をよくするためには、地域住民の盛り上がり的大事という意見があった。盛り上がり過ぎて団体をつくっても徐々に衰退する。草刈りでも、最初は40人近くが参加していたが、今は20人を集めるのが精一杯。景観も含めて、地域の盛り上がりが衰退していくのを食い止める方法があればアドバイスをいただきたい。

委 員： 大変かもしれないが、メンバーの意見を聞きながら新しいことを考えて、少しずつ楽しみを増やしていくのがよいと思う。

副会長： 変わらずに変えることとヨソモノ、ワカモノ、バカモノ、スグレモノを大切にすること。具体的にどうするかは、地域の人たちが考えなければいけない。ポジティブなヨソモノの知恵を活用していく、あるいは、そのような人が積極的に来てくれるような仕組みを考えることが大事。

地蔵川地区を重伝建に指定しようとした時に、住民が反対したという話を聞いた。ポジティブな反対という印象を受けたが。

委 員： 重伝建の時は、建物の問題だけではなくて、その中での生活が若い人に合わないという意見が多くあった。例えば、勤めていると行事に参加できない。行事の役も回ってくる。醒井は高齢者ばかりで、若い人たちに来てもらう、また残ってもらうためにどうすればよいか皆が悩んでいる。皆の思いは様々で、観光客に対する反発もある。雪が多くて冬は大変。交通の便も悪い。そのため皆がよいところを認識できない。

会 長： 多様な意見が出たが、それに対してすぐに回答できる状況にない。

行為の制限に関する事項については、基本的には滋賀県の制限の内容と整合を図っているためご理解していただきたい。東草野地域に関しては、説明を受けて理解されたと思う。重要文化的景観の選定に向けて景観重要区域に定めていく。制限の内容は今後、審議していくことになる。

事務局： 次回の会議では、東草野地域の制限について相談させていただく。一般区域の制限については、修正意見はなかったと思うが、何かあれば連絡していただきたい。

#### (4) その他

事務局： 景観形成の理念のテーマ「歴史かほる」については、委員の皆さんからいただいた意見を会長に伝えて、最後は会長に一任いただけるということによろしいか。

資料2の3ページがパンフレット等の表紙になるイメージ。副会長からいただいたインパクトの話もあるため、そのような部分も踏まえて会長に判断していただきたい。

(委員：了承)

閉会